

⑦遺産分割協議に向けての準備

遺産分割協議とは、故人の財産をどのように分けるのか、相続人全員で話し合うことです。話し合いがまとまり、全員の同意が得られるならどんな割合で財産を分配しても構いません。ただ、特殊な事情がない限り、相続分を基準に考えるべきかと思います。（※法定相続分については、「相続人と法定相続分」のページを参照してください）

あらかじめ、「⑤被相続人の財産と債務の確認」は済んでいると思うので、遺産分割協議に向けてその一覧表（財産目録）を作成してください。どんな形式でも結構なので、財産・債務がどの程度あるのか分かるように整理してください。また、この時点から相続人全員に遺産分割協議をいつやるのか・どのように財産を分けるのか相談・連絡しておく方が良いでしょう。